2 農用地区域内農地の面積目標の達成に向けた取組の着実な推進

【制度の概要】

(1) 国による面積目標の設定

農林水産大臣は、農振法第3条の2第1項の規定に基づき、「農用地等の確保等に 関する基本指針」(以下項目2において「基本指針」という。)を定め、基本指針に おいて「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的 な方向」等を定めるものとされている(同条第2項)。

表 2 一① 表 2 一②

「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農振法第3条の3第1項の規定に基づき平成22年6月11日に変更された基本指針では、「農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成32年の確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積については、現状(平成21年407万へクタール)よりも8万へクタール増の415万へクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。」とされている。

具体的には、平成 17 年から 21 年までの農用地区域からの農地の除外や耕作放棄地の発生のすう勢が今後も継続した場合、32 年時点の農用地区域内の農地面積は 379万 ha (21 年現在の農用地区域内の農地面積 407万 ha から 28万 ha 減)となるところ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等及び各種施策による耕作放棄地の発生(荒廃)抑制や荒廃した耕作放棄地の再生といった施策効果(32年までに 36万 ha増)を見込むことにより、32年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標を「415万 ha」と設定している。

(2) 都道府県による面積目標の設定

都道府県知事は、農林水産大臣が定める基本指針に基づき、「農業振興地域整備基本方針」(以下項目2において「基本方針」という。)を、農林水産大臣の同意を得た上で定め(農振法第4条第1項及び第5項)、基本方針において「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」等を定めるものとされている(同条第2項)。また、基本指針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、基本方針を変更するものとされている(同法第5条第1項)。

都道府県は、基本指針の「都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準」に則して、当該都道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」を定めており、これに関わる基本方針の変更については、平成22年11月から23年3月までに、47都道府県全てで終了している。ちなみに、47都道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の合計は、414.7万haとなっている。

また、農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求を行い (農振法第5条の2第1項)、提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表するものとされている(同条第2項)。さらに、農林水産大臣は、都道府県から提 出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、「農業振興地域の指定に関する事務」(同法第6条第1項)等の都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかである場合は、当該都道府県知事に対し、農用地等の確保を図るための是正の要求を行うものとされている(同法第5条の3)。

(3) 市町村による農用地利用計画の変更

都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、その区域内にある農業振興地域について「農業振興地域整備計画」以下項目2において「整備計画」という。)を定めなければならないとされている(農振法第8条第1項)。整備計画においては、「農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分」等を定めるものとされ(同条第2項)、市町村は、整備計画を定めようとするときは、当該整備計画のうち「農用地等として利用すべき土地の区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分」に係るもの(以下項目2において「農用地利用計画」という。)について、都道府県知事の同意を得なければならないとされている(同条第4項)。また、市町村は、都道府県の基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、おおむね5年ごとの整備計画に関する基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、整備計画を変更しなければならないとされている(同法第13条第1項)。

なお、「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成 12 年4月1日付け 12 構改 C第 261 号)において、農林水産大臣は、「食料・農業・農村基本計画」の変更等を踏まえ、おおむね5年ごとに基本指針を変更することとなるため、都道府県知事は、基本指針の変更により必要が生じたときは遅滞なく基本方針を変更するとともに、市町村は、基本方針の変更により必要が生じたときは遅滞なく整備計画を変更することとし、これにより、国、都道府県及び市町村が一体となって、基本指針に基づく確保すべき農用地区域内農地の面積目標の達成を図るよう努める旨定められている。

【調査結果】

今回、基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」について、施策効果による農地面積の増加要因とされている「(1)農用地区域への編入促進及び除外抑制等」、「(2)耕作放棄地の発生(荒廃)抑制」及び「(3)荒廃した耕作放棄地の再生」の3項目について当該目標の達成に向けた進捗状況等を検証したところ、次のような状況がみられた。

(1) 農用地区域への編入促進及び除外抑制等

当該項目については、農業振興地域における農用地区域以外の農用地のうち、平成21年の農振法の改正により農用地区域に含めるべき土地とされた10ha以上の集団的な農地(当該改正前は20ha以上)について、農用地区域への編入を積極的に促進

し、これらの集団的な農地の相当部分の面積を農用地区域に編入するとともに、農用地区域からの除外抑制等に取り組むことにより、施策効果として「11万ha増」を 見込んでいる。

このうち「農用地区域への編入促進」に関して、今回、13道府県における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定において10ha以上の集団的な農地をどの程度農用地区域に編入することを見込んでいるのかを書面等により調査した結果、100%のものが1県、80%以上100%未満のものが2県、50%以上80%未満のものが8府県、50%未満のものが2道県であった。

また、上記13道府県のうちの10道府県内の各市町村における当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定に係る基本方針の変更を受けた整備計画(農用地利用計画)の変更状況をみたところ、整備計画を策定している461市町村のうち、平成23年10月1日現在で、農用地利用計画を変更済みであるものは34市町村(7.4%)であり、変更作業中のもの(171市町村)を含めた市町村数でみると205市町村(44.5%)となっている。このことに関して、当該10道府県内の20市における当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定に係る基本方針の変更を受けた整備計画(農用地利用計画)の変更に係る取組を書面や関係者への聞き取り等により調査した結果からみると、各市町村において、10ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入に当たり、地域の農業者の意向等を踏まえつつ慎重に取組を進めようとしていることが考えられる。

(2) 耕作放棄地の発生(荒廃)抑制

当該項目については、①農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援及び地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進、②意欲ある多様な農業者への農地の利用集積及び不作付地を含む遊休農地の解消に向けた取組の推進などの施策により、農用地区域内における耕作放棄地の発生を抑制し、その施策効果として「15万ha増」を見込んでいる。

農用地区域内農地に係る耕作放棄地の発生状況そのものではないものの、農林水産省の「耕地及び作付面積統計」のデータを用いて、平成17年から24年までの全国における耕作放棄地の発生状況をみたところ、次表のとおり、田の耕作放棄地発生面積は17年から20年まで3,000ha台で推移していたものが、24年には2,000haを下回っている。また、畑の耕作放棄地発生面積についても、平成17年、18年には8,000haを超えていたものが、22年以降は5,000ha台で推移している。このように、農林水産大臣が定めた「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」(平成22年6月11日)の前後で耕作放棄地の発生状況に違いが見受けられる。

表 耕作放棄地発生面積の推移(全国)

(単位: ha)

区分	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
田	3,020	3,010	3,000	3,460	2, 180	2,500	2,080	1,730
畑	8,070	8, 440	7,410	6,300	7,590	5, 300	5, 790	5, 210
計	11,090	11, 450	10, 410	9,760	9,770	7,800	7,870	6, 940

- (注) 1 農林水産省の「耕地及び作付面積統計」に基づき当省が作成した。
 - 2 表中の「耕作放棄地発生面積」は、同統計における耕地の「かい廃」面積のうちの 「耕作放棄」面積の数値を用いている。

表 2 一③

表 2 - 4

一方、平成24年においても、田と畑の合計で約7,000haの耕作放棄地が発生しており、引き続き耕作放棄地の発生抑制のための取組を着実に推進していくことが求められる。

(3) 荒廃した耕作放棄地の再生

当該項目については、「耕作放棄地全体調査」の結果、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等により耕作可能とされた農用地区域内の荒廃した耕作放棄地について、①遊休農地の解消に向けた取組の推進、②耕作放棄地の再生利用のための対策の推進などにより再生・有効利用することとし、施策効果として「10万ha増」を見込んでいる。

農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の再生の状況については、以下のとおりである。

- ① 農林水産省は、その政策評価において、測定指標として「荒廃した耕作放棄地の解消面積」とその目標値を設定している。具体的には、「荒廃した耕作放棄地の解消面積」の平成32年の目標値「10万ha(累計)」の達成に向けて、22年から32年までの11年間を前半5年間(22年~26年)と後半6年間(27年~32年)に分け、前半を毎年「6,000ha」、後半を毎年「1.1万ha」との目標値を設定している。
- ② 農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の解消面積の平成22年度の実績は7,178haであり、22年度の目標値「6,000ha」を達成している。ちなみに、平成23年度の実績については、東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の3県のデータが含まれていないものの、約8,000haと23年度の目標値「6,000ha」を上回っている。

このように、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の再生については、平成32年の目標値「10万ha(累計)」の達成に向けて順調に進捗しているとみられるが、前述のとおり、27年以降は毎年の目標値が「6,000ha」から「1.1万ha」になることから、当該目標を達成するためには農用地区域内の荒廃した耕作放棄地の解消実績の更なる上積みが必要となる。このため、農用地区域内における荒廃した耕作放棄地の再生のための取組を今後より一層推進していくことが求められる。

(4) 東北地方太平洋沖地震による農地への被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の面積は、太平洋岸の6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)の合計で2万1,480haとされている。これは、当該6県の平成22年の耕地面積の合計90万900haの2.4%に相当する。

これらの農地について、農林水産省は、「農業・農村の復興マスタープラン」(平成23年8月26日決定、同年11月21日改正、24年4月20日一部改正)において、当該2万1,480haのうち、平成24年3月末時点で、26年度までに営農再開が可能となる見込みのものは1万8,910ha(88.0%)としている。また、残りの2,570ha(12.0%)の中には、「大区画化に伴い工期を要することが予定されている地域」(230ha)、「原子力発電事故に係る警戒区域及び新たな避難指示区域の農地面積」(2,120ha)

などが含まれている。大区画化等の工事を行う農地については、同マスタープランの工程とは別に地域の合意形成を進めながら実施する必要があり、原子力発電事故の影響がある農地については、別途実施される除染の工程と調整を図りながら復旧を進めていく必要があるとしている。

基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の達成という観点からも、これらの農地の復旧を着実に推進していくことが重要である。

【所見】

したがって、農林水産省は、基本指針における「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の達成に向けて、市町村における農用地利用計画の変更による10 ha以上の集団的な農地の農用地区域への編入等をより促進するとともに、当省の指摘事項も踏まえて農地法に基づく遊休農地に関する措置や耕作放棄地再生利用対策等の関係施策を着実に推進する必要がある。

表 2-① 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)における農用地等の確保に係る規定 (関係条文抜粋)

第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針

(基本指針の作成)

- 第三条の二 <u>農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めるも</u>のとする。
- 2 <u>基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定め</u>るものとする。
 - 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向
 - 二 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項
 - 三 農業振興地域の指定の基準に関する事項
- 四 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項
- 3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・ 農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意 見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (基本指針の変更)
- 第三条の三 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変 更するものとする。
- 2 前条第三項及び第四項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第二章 農業振興地域整備基本方針

(農業振興地域整備基本方針の作成)

- 第四条 <u>都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府</u>県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。
- 2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
 - 三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項
 - イ 農業生産の基盤の整備及び開発
 - ロ農用地等の保全
 - ハ 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総 合的な利用の促進
 - ニ 農業の近代化のための施設の整備
 - ホ 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
 - へ ハに掲げる事項と相まつて推進する農業従事者の安定的な就業の促進
 - ト 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備
- 3 農業振興地域整備基本方針は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、 北海道総合開発計画、沖縄振興計画、山村振興計画、離島振興計画その他法律の規定による地域振興に関 する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれ たものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農業振興地域整備基本方針の作成について、国の農業に関する施策の適正な実施の見地から必要な勧告をするものとする。
- 5 <u>都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備基本方針のうち第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて、農林水産</u>大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 農林水産大臣は、前項の協議を受けたときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(農業振興地域整備基本方針の変更)

- 第五条 <u>都道府県知事は、基本指針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた</u> ときは、遅滞なく、農業振興地域整備基本方針を変更するものとする。
- 2 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県知事の定めた農業振 興地域整備基本方針のうち前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係るものについて前項の規定によ る変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 前条第四項から第七項までの規定は、農業振興地域整備基本方針の変更について準用する。

(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)

- 第五条の二 <u>農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める</u> <u>確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二</u> 百四十五条の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。
- 2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況を公表する

ものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

- 第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が 著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支 障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを 行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。
 - 一 次条第一項の規定による指定に関する事務
 - 二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務
 - 三 第八条第四項 (第十三条第四項において準用する場合を含む。) の規定による同意に関する事務
 - 四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

第三章 農業振興地域の指定等

(農業振興地域の指定)

- 第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定する ものとする。
- 2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。
 - 一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。
 - 二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照ら し、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であるこ と。
 - 三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。
- 3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたものについては、してはならない。
- 4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。
- 5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。
- 6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、そ の旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(農業振興地域の区域の変更等)

- 第七条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。
- 2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第四章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- 第八条 <u>都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政</u> <u>令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければ</u> ならない。
- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
 - 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 二の二 農用地等の保全に関する事項
 - 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項
 - 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
 - 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まつて推進するもの
 - 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 の整備に関する事項
- 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。
- 4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

第九条~第十二条 (略)

(農業振興地域整備計画に関する基礎調査)

- 第十二条の二 第八条第一項の市町村は、その区域内にある農業振興地域について、おおむね五年ごとに、 農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農林水産省令で定めるところにより、農用地等の面積、 土地利用、農業就業人口の規模、人口規模、農業生産その他農林水産省令で定める事項に関する現況及び 将来の見通しについての調査を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、前項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(農業振興地域整備計画の変更)

- 第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。
- 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべて を満たす場合に限り、することができる。
 - 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地 を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて 代えることが困難であると認められること。
 - 二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率 的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - 五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。
- 3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について第一項の規定による変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 4 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画書」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画書」と読み替えるものとする。

第十三条の二~第十三条の六 (略)

(注)下線は当省が付した。

表 2-② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等の確保等に関する仕組み

玉

「農用地等の確保等に関する基本指針」(法第3条の2) ⇒ (H22.6.11変更)

- |・H32 の確保すべき農用地等の面積の目標の設定 | (5年ごとに見直し)
- → 目標: H21 の 407 万 ha よりも 8 万 ha 増の 415 万 ha
- → 都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の具体的な設定基準※を提示



意見を聴く

- 関係行政機関の長
- ・食料・農業・農村政策審議会
- ・都道府県(上記※の「具体的な設定基準」のみ)

「農業振興地域整備基本方針」(法第4条) ⇒ (H22.11~23.3変更)

・H32 の確保すべき農用地等の面積の目標の設定

都道府県

- → <u>国の基本指針の変更後、遅滞なく変更するものとする。(法第5条)(おおむね6か月以</u>内)
- → 各都道府県の目標値は、国の基本指針に定める確保すべき農用地等の面積の目標値との 整合が図られるように定める。(農業振興地域制度に関するガイドライン)



意見を聴く

- 関係市町村
- 学識経験者

市町村

「農業振興地域整備計画」の策定(法第8条)

- |・農用地利用計画の農用地区域の設定・変更、農業上の用途区分(注2)
- → 都道府県の基本方針の変更後、遅滞なく変更するものとする。(法第 13 条)

意見

意見を聴く

農業協同組合、土地改良区、農業委員会等

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 - 2 農用地利用計画: 農用地区域を定め、その区域内の土地についての用途区分を設定
 - 3 農用地区域: 各種の農業施策や補助事業を総合的・計画的に実施していく区域で農用地等として今後とも長期にわたって確保する必要がある区域。農地の転用は原則不許可(農用地利用計画において指定された用途の場合等に許可)
 - 4 用途区分: 農業上の用途を、①農地、②採草放牧地、③混牧林地、④農業用施設用地の4種類に区分

表 2-③ 調査した 13 道府県における「平成 32 年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定状況 (10ha 以上の集団的な農地の農用地区域への編入目標)

(単位: ha、%)

区分道府県名	農振白地地域の 10ha以上の集団的 な農地の面積 (H21.12.1現在) (①)	20ha 以上	10ha 以上 20ha 未満	左のうち当該道府県 の基本方針の期間中 に農用地区域への編 入を促進する面積の 目標 (2)	農振白地地域の 10ha 以上の集団的 な農地編入率 (②/①)
北海道	16, 161	12, 999	3, 162	4,600	28. 5
秋田県	1, 527	1, 093	434	965	63. 2
群馬県	279 ※	146	133	195	70.0
埼玉県	1,807	1, 051	756	1, 265	70.0
千葉県	6,838💥	4, 196	2, 643	4, 623	67. 6
神奈川県	2, 310**	1, 331	979	808	35.0
石川県	2, 037*	1, 404	633	1, 410	69. 2
愛知県	1, 229	767	462	1, 229	100.0
三重県	2, 082	1,654	428	1, 457	70.0
大阪府	148	72	76	92	62. 2
広島県	3, 166	1, 490	1,676	3, 106	98. 1
香川県	791	284	507	647	81.8
福岡県	3, 985*	1, 759	2, 226	2, 619	65. 7

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 「}農振白地地域の 10ha 以上の集団的な農地の面積」欄に※印を付したものは、当該道府県が平成 21 年時点で把握した農振白地地域の 10ha 以上の集団的な農地の面積から、32 年までに発生が見込まれる耕作放棄地の面積を除いたものである。

³ 群馬県及び福岡県では、「農振白地地域の10ha以上の集団的な農地の面積」について、「20ha以上」と「10ha以上20ha未満」の内訳が分かるデータを把握することができなかったため、当省において、他の調査のデータに基づく「20ha以上」と「10ha以上20ha未満」の割合により按分して算定した。

表 2-④ 調査した10道府県内の各市町村における当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の 面積目標」の設定に係る農業振興地域整備基本方針の変更を受けた農業振興地域整備計画(農用地利 用計画)の変更状況(平成23年10月1日現在)

	管内 市町村数	農業振興 地域整備 計画を策 定してい	当該道府県の「平成32年の確保すべき農用地区域内農地の面積目標」の設定に係る農 業振興地域整備基本方針の変更を受けた農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の 変更状況						
道府県名			変更済み②					変更済み②+変更作業中④	
		る市町村 数①		①に対する 割合 (%)		うち変更作 業中④	③の①に対 する割合 (%)		①に対する 割合 (%)
北海道	179	175	20	11. 4	155	112	88.6	132	75. 4
秋田県	25	25	1	4. 0	24	0	96. 0	1	4.0
埼玉県	64	53	0	0.0	53	5	100.0	5	9. 4
石川県	19	19	10	52. 6	9	9	47. 4	19	100.0
愛知県	54	51	3	5. 9	48	0	94. 1	3	5. 9
三重県	29	28	0	0.0	28	0	100.0	0	0.0
大阪府	43	20	0	0.0	20	20	100.0	20	100.0
広島県	23	20	0	0.0	20	0	100.0	0	0.0
香川県	17	15	0	0.0	15	15	100.0	15	100.0
福岡県	60	55	0	0.0	55	10	100.0	10	18. 2
計	513	461	34	7. 4	427	171	92. 6	205	44. 5

⁽注) 当省の調査結果による。